

映画芸術振興方策の充実について

平成6年8月

文化庁文化部芸術文化課

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1. 映画芸術振興の意義	・・・・・・・・・・	1
2. 映画及び映画振興施策の現状	・・・・・・・・・・	4
3. 映画芸術振興の基本的視点	・・・・・・・・・・	6
4. 映画芸術振興の基本的施策	・・・・・・・・・・	8
おわりに	・・・・・・・・・・	13
参考資料	・・・・・・・・・・	14
映画芸術振興に関する調査研究協力者名簿	・・・・・・・・・・	26

映画芸術振興方策の充実について

はじめに

我が国の映画産業は、映画関係者のこれまでの様々な努力にもかかわらず、極めて厳しい状況に置かれている。この状況をそのまま放置した場合には、国際的にも高い評価を受け、世界有数の映画国であった我が国の映画製作と映画文化の存続が危機的状況に陥ってしまうおそれがある。

本協力者会議では、このような認識の下に、平成7年にリュミエール兄弟のシネマトグラフによる映画が誕生してから百年という大きな歴史的節目を迎えるこの機会に、映画の存在意義や現下の日本映画の状況等を踏まえつつ、我が国の映画界再生のための振興方策について精力的な検討を行った結果、このたび以下のとおり各協力者の意見を取りまとめた。

なお、今回の提言は、時間的制約もあって、我が国の映画芸術振興の基本的方向を示すに止まらざるを得なかったが、提言内容の具体化に当たっては、その緊急度や波及効果を勘案しつつ、映画関係者の協力を得ながら、さらに詳細な検討を行っていく必要があることを付言しておきたい。

1. 映画芸術振興の意義

映画は、明治30年代に我が国に導入されて以来、当時の見世物に代わり、種々の技術革新を図りつつ普及してきた。その結果、戦前戦後を通じ大衆の身近な娯楽として国民生活の中に定着するとともに、優れた芸術作品を生み出すなど日本文化の一翼を担ってきた。

今日の映画は、産業的には後述するような困難な問題を抱えながらも、映画芸術の視点からは、なお国際的にみて高い水準を維持しているといえる。しかし、芸術性の高い映画の製作や上映活動は、年々難しくなっていることも事実であり、これ以上放置できない限界的状況にあると言っても過言ではない。

このため、今後映画関係者の一層の努力と相俟って映画芸術振興施策の充実を図っていくことが求められるが、その前提条件として、産業と

しての映画が衰退している状況下にあつて、何故今映画芸術を振興しなければならないのかを、21世紀に向けての社会的動向等と関連づけながら明らかにしておく必要がある。

(1) 生活を心豊かなものにする映画

戦後の日本は、産業振興に力を注ぎ、その結果今日のような経済大国としてのゆるぎない地位を占めるに至った。その経済的発展は、物質的豊かさをもたらしたが、一方では「経済一流、生活・文化三流」と称されるように、経済的繁栄に相応しい本当の豊かさが実感できない状況がある。

このため、国民の生活意識においても、物の豊かさよりも心の豊かさを求める傾向が年々顕著になっており、今後の社会の在り方としても、生産性や効率性の向上を一面的に追求するのではなく、個々人の暮らしや家庭生活に配慮した社会を実現することが求められている。このことは、従来「趣味」や「贅沢」と考えられがちであつた芸術文化を社会的公共的価値の側面から捉え直すとともに、行政的にも芸術文化全般の振興を図っていく必要性がますます増大していくことを意味する。

一方、映画は、非日常的な世界や夢、あるいは日常生活に根ざした哀感や生活感情の機微などを描写することにより、鑑賞者に対して様々な感動や安らぎ、楽しさを与えると同時に、見知らぬ世界を擬似体験させることにより、様々な興味と関心を喚起してくれるものである。また、映画は、複製して多数の国民に鑑賞機会を提供することができることから、他の芸術ジャンルと比較して、国民に最も身近な芸術であると言つてよい。

これらのことから、映画は、物の豊かさから心の豊かさへの志向という大きな時代の流れの中にあつて、“ゆとり”、“潤い”、“美しさ”などを大切にする文化の香り高い心豊かな国民生活を実現する上で重要な役割を果たすものであるといえる。

(2) 総合芸術として固有の文化を表現する映画

諸外国では、自国の映画の振興に熱意を示している国が少なくない。例えば、ウルグアイ・ラウンドの一環としてアメリカが映画・映像の分

野で市場開放を求めたのに対し、欧州各国とりわけフランスが「文化的例外」として映画・映像ソフトをガットの適用外とすることを主張して激しく対立したことは記憶に新しい。

その当否はともかく、この主張の背景には、映画は文化であり、商品と同列に論ずることはできないこと、芸術文化の分野に市場原理を持ち込んだ場合には各国固有の芸術文化が消滅してしまうおそれがあり、文化の普遍性と多様性を守ることができないことなど、映画は自国の文化に根ざした芸術作品であるという強固な思想が窺える。

率直に言って、我が国では映画に関するこのような認識はまだ十分形成されていないが、映画は、文学や音楽、演劇、美術、建築、舞踊等の諸要素を包含する総合芸術といえるものであり、それはまた、一国の文化的状況の表現であるとともに、その水準を示すものであると言っても過言ではない。

さらに、映画をこのように認識すれば、冷戦の終焉に伴ってイデオロギイ的対立が消滅し民族や文化の違いに根ざす様々な問題が顕在化する中で、相互の文化を理解し尊重することが求められている今日、映画は、国際間の相互理解を促進するとともに「顔の見える日本」を築いていく上でも、大きく寄与することが期待できる。

これらのことから、映画は、我が国の様々な芸術を総合し映像として表現した固有の文化であり、併せて国際間の文化交流にも貢献するものといえる。

(3) 映像社会の中心的担い手としての映画

情報処理技術の発展と新たな映像メディアの拡大を背景に、21世紀には高度映像情報社会の到来が予想されている。映像情報産業（ソフト関連）の市場規模は、2000年には約9兆円、2015年には約22兆円とする試算もあり、国民経済的に見ても大きな役割を担う産業に発展すると見込まれている。

およそ動く映像と言われるものの原点は、映画にある。すなわち、例えば1本の映画が人の生き方を変えたり、決めたりすると言われるように、映画は、他の映像メディアにはない圧倒的迫力により人の心をゆり動かす力を持っている。また、映画の発達過程において発明、工夫され

た手法や技術は、フィルム以外のものを素材とした映像の製作に幅広く活用されており、まさにそれは映像表現の中心的位置を占めているといえる。さらに、映像の記録という観点からは、近年フィルムの耐久性が見直されている点も注目すべきである。

一方、多メディア、多チャンネル化が進展する中で、多様化する国民のニーズに対応した多彩な映像ソフトが求められているが、映画にはその重要な供給源としても大きな価値がある。ちなみに、世界の映画市場を席卷しているアメリカは、1990年の実績によれば、映像ソフトで約130億ドルの利益を出し、そのうち約50億ドルは海外市場で稼いでいる。同国では、貿易収支で大幅な赤字を出しつつも、いわゆるサービス貿易収支では逆に大きな黒字を計上し、我が国とは反対となっているが、その背景には、著作権、特許権などの知的所有権での収益すなわちソフトビジネスの隆盛があることに留意する必要がある。

これらのことから、映画は、様々な映像製作上のノウハウやソフトとしての価値により、高度映像情報社会を築いていく上で大きな役割を果たすものといえる。

2. 映画及び映画振興施策の現状

(1) 映画の現状

映画は、1で述べたように今後の21世紀社会を展望した場合様々な可能性を秘めているものであるが、現実の映画界は、昭和30年代半ば以降、テレビの急速な普及、レジャーの多種多様化、AVメディアの発達などを背景として、「娯楽の王様」から単なる「一つの余暇」へと変化し、種々の困難を抱えている状況にあるといえる。以下にその概況を摘記する。

- ① 年間の映画製作本数が昭和35年のピーク時と比較して半数以下に減少するとともに、製作の主体も大手映画製作会社から中小の独立プロダクションに移るなど映画製作の基盤が弱体化してきている。
- ② 映画の配給収入は、近年漸減傾向にあり、大手映画会社においては、劇場配給のみで原価を回収できるのは1割程度で、各社とも映像部門の赤字を他部門の収益で穴埋めしている実状にある。また、独立プロ

ダクションにおいても、経営基盤が脆弱なため、大手映画会社以上に極めて厳しい状況に置かれている。

- ③ 映画館の入場者数や映画館数は、それぞれ昭和33年、35年のピーク時に比較して、約10分の1、約5分の1に激減している。また、映画館のある都市数は約半数となっており、特に地方都市での映画館の減少が著しく、地域間の不均衡が目立っている。
- ④ 映画興行面においては、邦画よりも洋画の割合が高まっている。例えば、映画館のうち邦画専門館は、昭和35年に71.7%であったのが平成5年には30.6%に減少し、逆に洋画専門館は、同時期に10.6%から39.3%に増加した。また、同時期における配給収入面をみると、邦画と洋画の比率が4対1であったのが、2対3になり、洋画が著しく伸びている。この状態が続けば、やがて日本映画が消滅するといった最悪の事態の到来も架空のものではなくなるおそれがある。

(2) 映画振興施策の現状

我が国や諸外国においては、芸術文化振興あるいは産業振興の観点から、各種の映画振興施策が実施されている。もっとも、我が国では、近年映画振興施策の充実が図られつつあるものの、諸外国の映画振興施策と比較すると、歴史的な沿革、支援方法等の相違もあって単純に論ずることはできないが、依然としてかなり低い水準にあると言わざるを得ない。以下にその概要を摘記する。

① 我が国の映画振興施策

文化庁では、人材養成の観点から、在外研修制度や国内研修（インターンシップ）制度により、国内外の人材養成機関等における研修機会を提供しているほか、優秀映画に対する表彰制度を設けている。

また、芸術文化振興基金においては、優れた映画の製作活動を奨励し、映画芸術の振興を図る観点から、映画の製作活動に対する助成を行っている。

さらに、東京国立近代美術館フィルムセンター（以下「フィルムセンター」という。）においては、映画フィルムの収集・保存・復元、所蔵フィルムの企画上映、映画に関する調査研究等を実施している。

これらの施策は、映画芸術振興の観点から実施されているものであるが、このほかに映画産業振興の観点から、通商産業省においては、高度省力化投資促進税制などの税制上の措置、中小企業金融公庫のゆとり創造型新規産業振興融資制度などの金融措置が、映画興行活性化の観点から、厚生省においては、環境衛生金融公庫の映画館新改築等に対する融資措置がそれぞれ講じられている。

② 諸外国の映画振興施策

諸外国では、国の施策として様々な映画振興施策を実施している例が多い。その中で我が国と比べ格段に施策が充実していると思われるフランスにおいては、「国立映画センター」が、映画の入場料金やTVの番組収入に対する特別税等を財源として、映画産業・映像産業の製作に対する助成等を実施しているほか、政府、国立銀行、民間金融機関等の出資により設立された「映画・文化産業融資研究所」による映画製作資金の融資保証や映画製作の投資に関する所得税・法人税の優遇措置などの施策が講じられている。

また、アメリカにおいては、映画産業の振興やアメリカ映画の輸出力強化等の観点から、製作費の約7%を法人税から控除できる特別税額控除制度が設けられ、大きな役割を果たしている。

さらに、人材養成の観点からは、例えば、イギリスの「National Film and Television School」やフランスの「Institut de Formation et d'Enseignement pour les Métiers de l'Image et du Son」などの国立の人材養成機関が設置されており、自国のみならず世界中から学生を受け入れて専門的な教育を実施し、優れた映画人を輩出している。

3. 映画芸術振興の基本的視点

我が国の映画芸術は、映画産業とともに育ってきた歴史があり、今後ともそれとの関連を抜きにして映画芸術の振興方策を考えることは難しいといえる。

もっとも今日の映画産業の衰退は、昭和30年代後半から始まった諸々の要因の積み重なりがもたらした社会的なものであり、短期的にその回復を図ることは難しいと言わざるを得ない。したがって、映画産業と

しては、「映画百年」を我が国映画界再生の「映画元年」と認識し、中長期的展望の下にその基盤の充実に努めていく必要がある。

しかし、映画芸術振興の観点からは、このような基本的認識を持ちつつも、その現下の状況からすれば独自の振興方策を実施することが必要とされているので、当面は、次の三つの視点を重視して施策の充実に図っていくことが求められる。

(1) 優れた個性や才能の発見とその育成

近年、アジアとりわけ中国、台湾、香港などの映画界が活気づいていることは周知のとおりであるが、その背景には映画振興施策の充実にともに、国際映画祭での高い評価の獲得があるといわれている。

したがって、種々の問題を抱えている我が国の映画界においても、国際映画祭に積極的に参加し、そこで日本映画の潜在力を示して高い評価を得ていくことは、映画界活性化の有力な突破口になる可能性がある。

このため、優れた個性や才能を発見し、その活動を支援することにより、国際的な映画の舞台で話題になる映画関係者が誕生するよう条件整備を優先的に行っていく必要がある。

その場合、最近国際的に女性の新人監督が活躍し新風を吹き込んでいるのに対して我が国ではこの面での立ち遅れが著しいことや、女性が進出しやすいシステムを作ることが結局男性を含めた若い才能を幅広く迎え入れ我が国の映画界の活性化に繋がることになることを考慮し、女性が積極的にチャレンジできるよう留意すべきである。

(2) 「文化財」としてのフィルムの保存と活用

明治32年に初めて国産の劇映画が製作されて以来、多種・多様な映画が生み出されてきた。それらの作品の中には、歴史的、学術的、文化的、芸術的な観点から、我が国の重要な文化的財産といえるような優れた作品が数多くある。しかし、フィルムセンターにおけるフィルムの収集は、長編映画で10%にも満たず、また滅失したフィルムも数多い。

このため、これらの現存する映画作品を可能な限り良好な状態で保存するとともに、優れた作品を一本でも多く、一人でも多くの人々が鑑賞できるような機会を提供することによって、映画鑑賞者、特に若い鑑賞者

が映画鑑賞能力を向上させていくのに役立てていくことが必要である。

(3) 映画芸術支援の充実

映画は、昭和30年代を中心に、国民娯楽の王様として産業的に活況を呈していたこともあり、他の芸術ジャンルに比し、国や民間の支援が少ない状況にある。

しかし、映画産業の衰退が著しい今日の状況においては、産業振興の観点とは別個に、映画芸術振興の観点から日本映画の活性化を図るための公的支援あるいは民間による支援の一層の充実が期待される。特に民間のメセナ活動については、近年、舞台芸術を中心に活発化してきているものの、映画を対象にした助成はほとんど行われていない状況にあり、積極的な支援が望まれる。

4. 映画芸術振興の基本的施策

(1) 映画製作の支援

今日のような厳しい映画製作環境下にあっては、大手、中小を問わず自己資金のみで映画製作を行うことは極めて困難となっている。このため、近年、テレビ局、ビデオ会社、広告代理店、商社等といった他産業からジョイント方式等によって映画製作資金を導入することが常態化している。

このような資金の導入は、映画製作のための資金を全体として豊かにしていく上で意義のあるものであるが、一方それは、資金の性格上収益性を前提にした作品作りとならざるを得ないため、監督やプロデューサーの作家性を中心にした企画を実現していく観点からは問題もある。

したがって、映画製作のための資金を豊富にしていく観点から、今後次のような施策を実施することにより、映画界以外からの多様な資金導入を一層行いやすくするとともに、このような資金を導入しにくい作家性を中心にした映画製作については、公的資金や企業メセナ活動による資金が流入してくるようになっていく必要がある。

- ① 優れた映画製作のためには何よりも質の高い企画が不可欠であるが、個人による企画開発には限界がある。このため、プロデューサー、監

- 督，シナリオライター等の共同作業により，スクリプトに厚みを持たせていく取組みに対する支援施策を検討する必要がある。
- ② 芸術文化振興基金による助成に関しては，映画製作の多様な実態を考慮し，助成単価については，製作費を勘案した弾力的な単価設定，助成対象については，製作費が1億円未満の作品についても対象とするような基準の緩和をそれぞれ検討する必要がある。
 - ③ 作家性を中心にした企画の映画化を促進するため，従来音楽や美術のジャンルの発表の場に対する支援が多かった芸術文化支援財団の助成を映画製作に対しても行うよう勧奨していくことが必要である。また，民間企業からの助成金を導入するため，（社）企業メセナ協議会を通じた企業からの寄付金に関する税制上の優遇措置を積極的に活用する必要がある。
 - ④ 映画製作に対する多様な資金の導入を促進するため，平成4年に法制面の整備が行われたいわゆる映画ファンドの活用とその着実な発展が期待される。また，不動産の担保を要しない映画製作費に対する融資制度や映画製作に関する税制上の優遇措置などについても，検討していく必要がある。
 - ⑤ 映画製作者から，文化財や各種公共施設等を活用した映画のロケーション撮影に対する協力が得られにくいとの指摘がある。このため，文化庁は，関係各方面に対して，映画芸術振興の重要性を説明するとともに，必要に応じて協力を要請するなどロケーション撮影に対する理解と協力を求めていく必要がある。
 - ⑥ 国際映画祭への作品の出品・受賞は，海外への日本文化の紹介に大きな役割を果たすだけでなく，我が国の映画芸術の振興を図る上でも重要な意義を有するものである。このため，優れた映画の国際映画祭への出品を支援するための施策を検討する必要がある。また，映画の輸出を支援するために，契約，セールス，広報などの業務を行う民間団体の設置について，既存の団体で取り扱うことの可能性を含め，映画製作関係者による検討が行われることが期待される。

（2）人材養成

映画人の養成には，主として映画学校における教育と製作現場におけ

る新人養成の二つの方法がある。我が国における人材養成は、歴史的には製作現場における実務を通じて養成されてきた経緯があるが、映画製作本数の激減や製作経費の問題などにより、製作現場での人材養成機能は、今日極めて弱体なものになっている。

また、新しい才能に対しては、それを開花させるために映画製作の機会が提供される必要があるが、1回限りの興行的成功のみが追求されたり、映画製作環境が悪化していることもあり、新人監督にとって継続的にその機会を得ることは、容易でない状況となっている。

我が国の映画界を活性化させていく上で若手監督等の養成が必要不可欠の課題であることにかんがみ、今後次のような施策を実施することによって、映画界に多彩な人材を迎え入れ、その能力を十分に発揮させることができるようにしていく必要がある。

- ① 新進芸術家を対象とした文化庁の在外研修やインターンシップ制度が、これまで若手映画人の養成に大きく寄与してきたことにかんがみ、映画分野の研修員枠を引き続き充実していくことが必要である。
 - ② 平成7年の春に開館する新フィルムセンターの機能を活用して、大学の映画学科や民間映画塾を卒業した若手映画人を対象としたハイレベルの人材養成事業を、映画製作現場との連携を図りつつ行うことを検討する必要がある。その場合、フィルムセンターの体制整備を併せて検討する必要がある。
- また、将来の課題として、諸外国の例を参考としつつ、我が国においても映画やテレビなど映像に関する専門教育を行う国立の人材養成機関の設置の可能性について調査研究する必要がある。
- ③ 若手映画監督の製作機会が乏しいことにかんがみ、芸術文化振興基金による助成制度との関連に留意しつつ、若手映画監督の映画製作を助成する施策を検討する必要がある。
 - ④ 大学・専修学校や民間の映画塾など既存の人材養成機関在籍者の学習上の励みとするため、映画製作コンクールを実施するなどの支援措置について検討する必要がある。

(3) 鑑賞機会の拡充

映画の活性化は、映画の製作環境を充実することに加え、映画を鑑賞する人々の支えがあって初めて可能となるものである。

そのためには、端的に言えば、多くの人々に優れた映画を映画館で鑑賞する素晴らしさを知ってもらう必要がある。すなわち、暗闇の中でスクリーンに明滅する光と影が織り成す映像には、テレビやビデオのような便利さはないが、それらからは得ることのできない緻密かつ豊かな映像表現があり、これらをいわば「闇の中のイリュージョン」として数多くの人々に楽しんでもらう必要があるのである。

しかし、このような鑑賞機会を幅広く提供していくことは現下の映画興行等の実態からすると極めて困難であり、今後次のような施策を実施することによって、優れた映画の上映やその鑑賞を促進していく必要がある。

- ① 映画が完成しても試写を行うことができる場が十分でないことから、新フィルムセンターの事業との調整を図りつつ、同センターの映写ホール等を活用して試写の機会を提供していく必要がある。
- ② 独立プロダクション製作の優れた作品のうち、興行面から大手配給網に乗りにくいものについては、一定期間映画館を借り上げるなど映画館での円滑な上映機会を確保するための施策を検討する必要がある。また、興行組合との関係に配慮しつつ、全国各地の文化会館や文化ホールのネットワークによる上映システムを構築することについても検討していく必要がある。
- ③ 名画の鑑賞機会を増加させるため、フィルムセンターが各地の公立文化会館等と連携して実施している優秀映画鑑賞推進事業の充実を図る必要がある。
- ④ 将来の優れた映画鑑賞者として青少年を育成するため、例えば同じ作品を映画とビデオの両方で見せるなど、映画とそれ以外の映像メディアの特徴を認識させるような鑑賞機会を提供する必要がある。そのため、このことに配慮しつつ、フィルムセンターの上記事業の中に青少年向けのプログラムを積極的に組み込んでいくとともに、地方公共団体においても、学校週5日制との関連も考慮しながら、独自の映画鑑賞教室の開催を検討する必要がある。

- ⑤ イギリスにおける近年の映画鑑賞人口の増加の要因の一つとしてシネマコンプレックスの増加があることなどを考慮し、興行関係者においては、既存の税制・金融上の優遇措置も活用しながら、シネマコンプレックスの整備を推進していくことが期待される。
- ⑥ 映画館は一般的に地価の高い繁華街等の一等地に立地していることから、地価税の負担が重いとの指摘があるが、この問題については、今後における土地税制全体の推移を見守りつつ、適切な対応を検討していく必要がある。

(4) フィルムセンターの充実

フィルムセンターは、我が国唯一の国立の映画に関する専門機関として、フィルムの収集・保存に努めるとともに、名画鑑賞の機会の提供、調査研究等の事業を行い、我が国の映画芸術の振興に着実な貢献を果たしてきた。既述のとおり、平成7年春には新館が開館する予定となっており、同センターに対する映画関係者の期待はますます大きくなってきている。

このため、フィルムセンターは、近年予算や人的体制面で着実な充実が図られてはいるものの、なお不十分な面もあるので、今後次のような施策を実施することにより、我が国の映画芸術振興の拠点として、その機能を十分に発揮できるようにしていく必要がある。

- ① フィルムのネガ保存を推進するため、オリジナルネガ、マスターポジ、デュープネガを対象として、製作者からの円滑な寄託・寄贈を促進するためのシステムを早急に整備する必要がある。
- ② 保存用ポジプリントの保護や検索の利便性を高めるため、ビデオの活用を図るとともに、デジタル方式やCD-ROMなどの技術革新の動向にも十分留意し、それらを活用した保存方法について検討していく必要がある。
- ③ 優れた映画の鑑賞機会を提供するため、所蔵フィルムを中心とした企画上映を積極的に実施する必要がある。特に明年の映画誕生百年は映画に関する国民的関心を盛り上げる良い機会であり、それを記念するにふさわしい適切な事業を企画実施する必要がある。

- ④ フィルム以外の映画関係資料の充実を図るため、シナリオなどの製作資料や映画関係者等のデータの収集・保存に努めるとともに、その貸出しの制度化を図る必要がある。
- ⑤ 国際機関や関係団体との連携の下に、優れた日本映画を海外に紹介するとともに優れた外国映画の鑑賞機会を提供し、映画芸術の国際交流の拠点としての機能を一層強化していく必要がある。

おわりに

映画は、映画館の興行としては長期的な不振が続いているが、映画鑑賞者の人口としては、テレビやビデオ等の普及により、むしろ大幅に増加しているといえる。また、既述のとおり今後における高度映像情報社会の進展等を展望した場合、映像産業全体としては、将来的に大きな成長の余地を残していると考えられる。

本協力者会議としては、映画がこのような映像産業の成長・発展の中で、ソフト供給の主導的な担い手となって新たな再生の道を歩んでいけると確信するものである。今回の提言は、いわばそのための基盤を構築するものであり、文化庁に対し、提言具体化のための積極的な取組みとそのための体制整備を期待するものである。

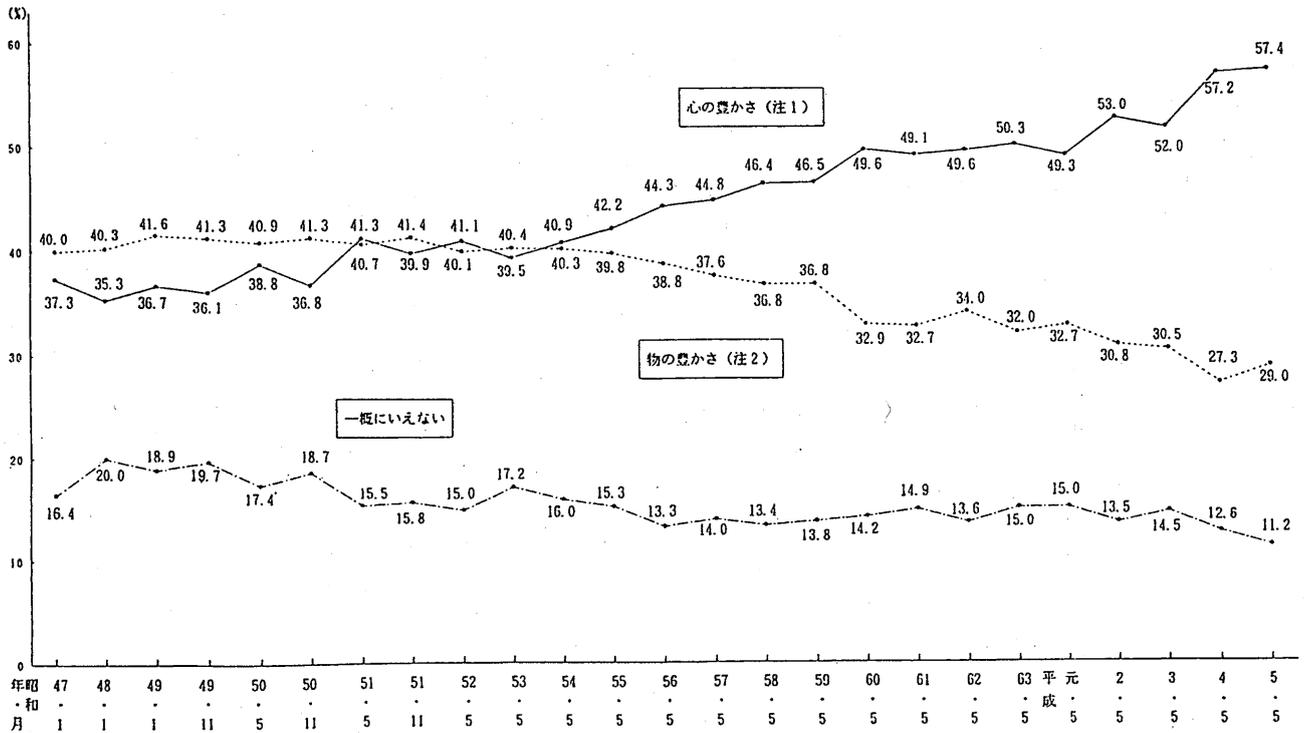
その際、文化庁においては、本提言の具体化に当たって、関係各省との連携を積極的に図っていくとともに、今後とも継続的に映画界が抱える諸問題についての協議や映画芸術振興のための新たな課題への検討を行っていく観点から、映画関係者から成る何らかの検討組織を設けることが望ましい。

参 考 資 料

1. 心の豊かさを重視する者の割合
2. 映画封切本数の推移
3. 邦画各社公開本数及び洋画国別公開本数
4. 映画の配給収入の推移
5. 映画館数及び映画館入場者数の推移
6. 都市人口区分別・郡部別映画館数
7. 上映系統別映画館数の推移
8. 邦画・洋画別TV放送回数・本数の推移
9. 主要各国の映画諸統計
10. フィルムセンターの所蔵フィルム数の推移
11. 映画・TV・ビデオの市場規模の推移
12. シネマコンプレックスと既存映画館の比較
13. フランスの映画振興施策
14. 主要国の映画関係機関

(資料 1)

心の豊かさを重視する者の割合

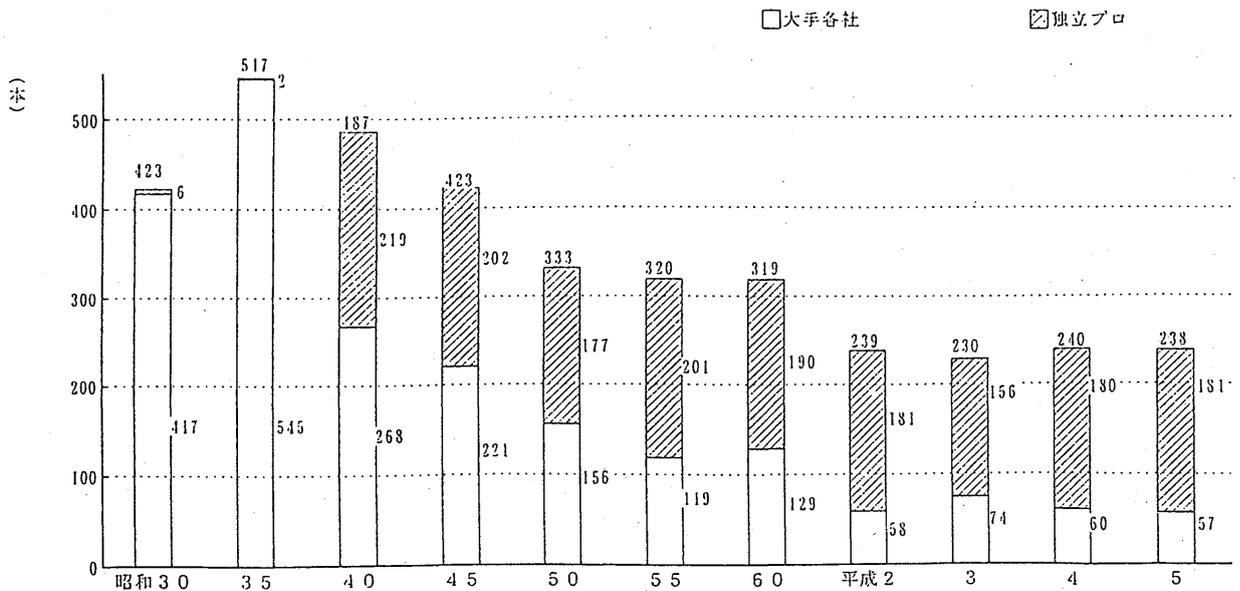


(注1) 物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい
 (注2) まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい

(資料：総理府「国民生活に関する世論調査」(平成5年5月))

(資料 2)

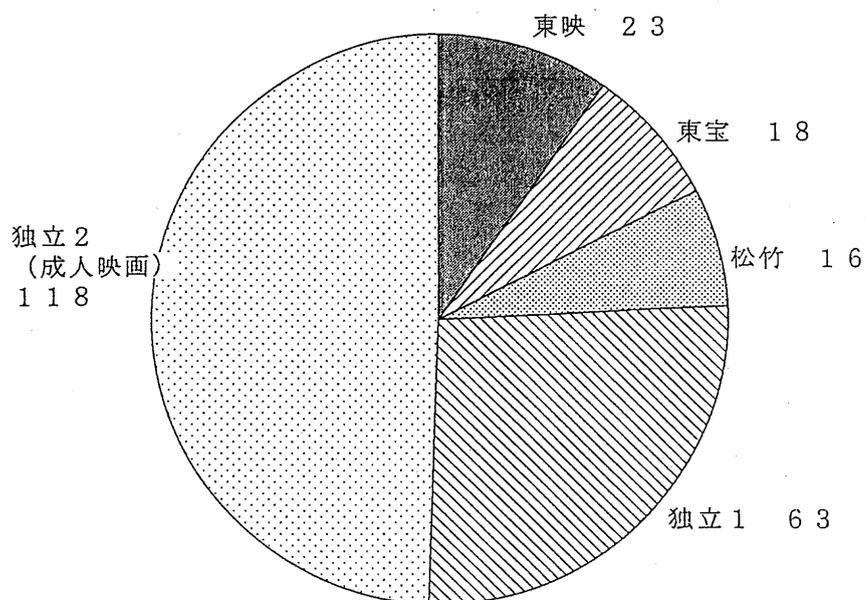
映画封切本数の推移



資料：「映画年鑑」及び(社)日本映画製作者連盟資料による

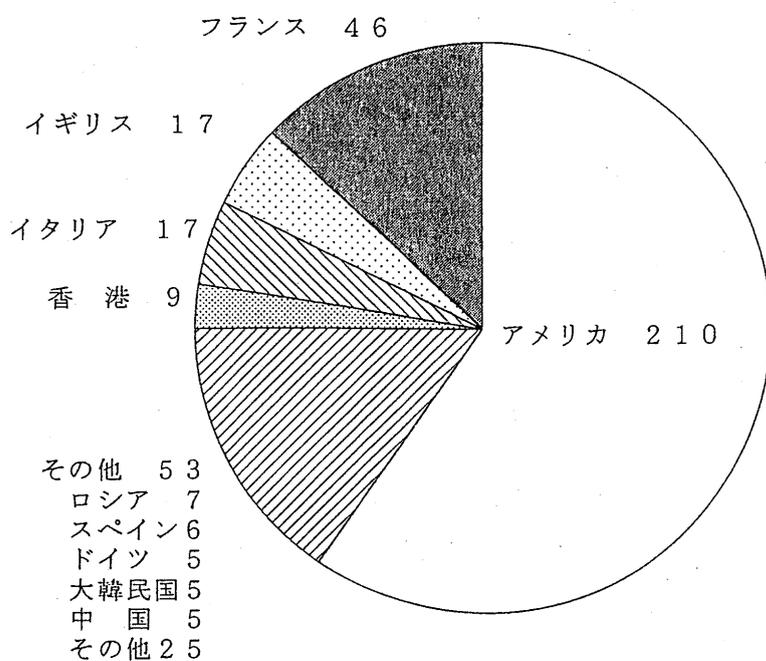
(資料 3)

① 邦画各社公開本数 (平成 5 年度)



資料：(社) 日本映画製作者連盟資料による

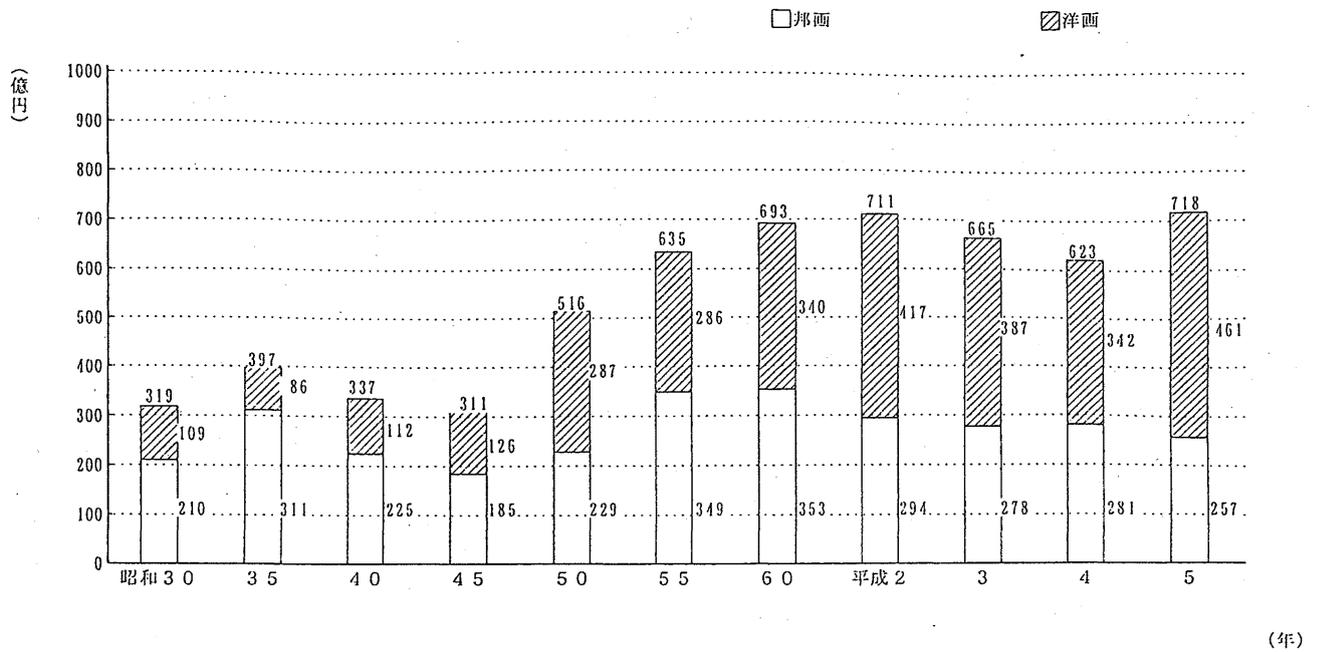
② 洋画国別公開本数 (平成 5 年度)



資料：(社) 外国映画輸入配給協会資料による

(資料 4)

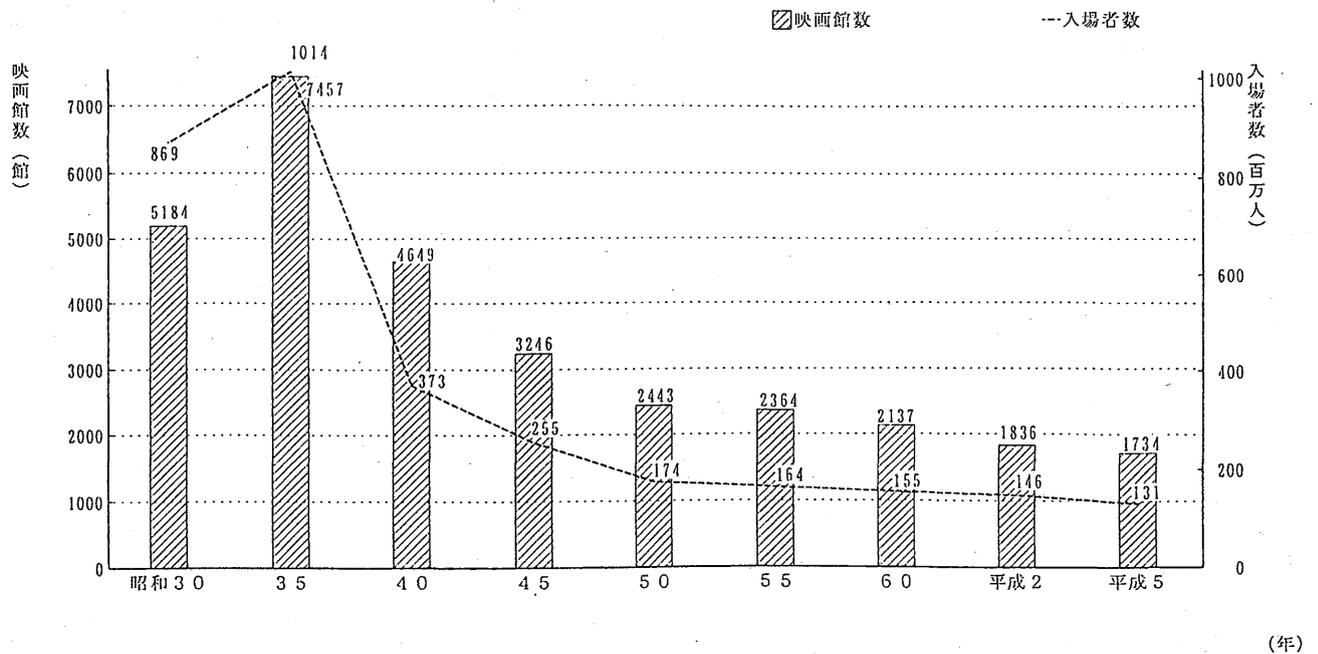
映画の配給収入の推移



資料：「映画年鑑」及び(社)日本映画製作者連盟資料による

(資料 5)

映画館数及び映画館入場者数の推移



資料：「映画年鑑」及び(社)日本映画製作者連盟調べによる

(資料 6)

都市人口区分別・郡部別映画館数

平成4年9月末現在

	郡部	10万人 未満	10万人 以上	30万人 以上	50万人 以上	合計
映画館数	36	223	503	357	625	1,744
都市数						
全国合計(A)	--	449	149	44	20	662
映画館の所在 する都市数	--	136	101	43	19	299
(B)						
所在都市比率 (B/A)	--	30.3	67.8	97.7	95.0	45.2
(%)						

資料：「映画年鑑」による

(資料 7)

上映系統別映画館数の推移

(館)

	昭和						平成	
	35	40	45	50	55	60	2	5
邦画	5,345	2,834	1,758	1,238	1,085	877	600	530
専門	(71.7%)	(61.0%)	(54.2%)	(50.7%)	(45.9%)	(41.0%)	(32.7%)	(30.6%)
洋画	794	754	755	622	701	718	735	682
専門	(10.6%)	(16.2%)	(23.3%)	(25.5%)	(29.7%)	(33.6%)	(40.0%)	(39.3%)
邦・洋	1,318	1,061	733	583	578	542	501	522
混映	(17.7%)	(22.8%)	(22.6%)	(23.9%)	(24.5%)	(25.4%)	(27.3%)	(30.1%)
合計	7,457	4,649	3,246	2,443	2,364	2,137	1,836	1,734
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

資料：「映画年鑑」及び（社）日本映画製作者連盟資料による

(資料 8)

邦 画 ・ 洋 画 別
T V 放 送 回 数 ・ 本 数 の 推 移

()内の比率は48年度を100としたもの

	日本映画		外国映画		対 比	
	回数	本 数	回数	本 数	回数	本 数
					邦・洋	邦・洋
昭和	472	464	1,040	973		
6 3	(96.5)	(106.4)	(57.8)	(72.7)	31 : 69	32 : 68
平成	456	450	989	946		
元	(93.3)	(103.2)	(54.9)	(67.6)	32 : 68	32 : 68
	442	439	915	899		
2	(90.4)	(100.7)	(50.8)	(64.3)	33 : 67	33 : 67
	389	384	917	901		
3	(79.6)	(88.1)	(51.0)	(64.4)	30 : 70	30 : 70
	376	372	848	817		
4	(76.9)	(85.3)	(47.1)	(58.4)	31 : 69	31 : 69

資料：「映画年鑑」による

(資料 9)

主要各国映画諸統計

国名	劇場数 (館)			観客動員数 (百万人)			
	年(平成)	元	2	3	元	2	3
ドイツ		3,216	3,222	3,686	101.6	102.2	119.9
フランス		4,658	4,518	4,441	118.8	121.8	117.0
イギリス		1,424	1,650	1,789	95.0	97.5	101.6
イタリア		1,700	1,794	3,338	94.8	90.6	88.6
スペイン		1,802	1,773	1,806	78.1	78.5	79.1
スウェーデン		1,122	1,138	—	18.4	17.0	15.7
アメリカ		23,138	23,689	24,570	1,130.0	1,056.6	961.9
インド		—	13,181	—	4,700.0	4,700.0	4,750.0
日本		1,912	1,836	1,804	143.6	146.0	138.3

国名	長編劇映画年間 製作本数(本)			平均入場料金 (ドル)			国内市場における国産 映画収入の占める率(%)			
	年(平成)	元	2	3	元	2	3	元	2	3
ドイツ		68	48	72	4.15	4.30	4.55	6.6	6.8	—
フランス		136	146	156	4.77	4.92	5.17	33.4	37.0	30.1
イギリス		38	53	54	6.42	7.32	—	10.0	7.0	5.5
イタリア		117	119	129	4.40	4.89	5.41	21.7	20.6	24.0
スペイン		48	47	64	4.22	3.03	3.33	7.4	10.4	11.1
スウェーデン		21	25	27	6.89	7.52	8.57	17.8	14.2	13.3
アメリカ		450	400	404	4.45	4.75	4.89	99.0	99.0	99.0
インド		781	948	910	0.19	0.24	—	85.0	85.0	—
日本		255	239	230	8.41	8.53	8.56	46.6	41.3	41.9

資料：「映画年鑑」による

注：「ドイツ」に係る数字には、旧東ドイツに係るものは含まれていない。

(資料 10)

東京国立近代美術館フィルムセンター映画フィルム所蔵総本数の推移

(平成6年3月31日現在)

		58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
日本映画	劇映画	1,051	1,078	1,158	1,192	1,318	1,443	1,730	1,855	2,000	2,081	2,448	
	文化・記録映画	2,038	2,044	2,047	2,115	2,216	2,259	2,262	2,269	2,280	2,304	2,323	
	アニメーション映画	165	171	179	208	240	311	348	361	369	390	393	
	ニュース映画	3,318	3,319	3,319	3,320	3,433	3,435	3,435	3,435	3,435	3,435	5,207	5,977
	テレビ映画	0	0	0	0	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,998	1,998
	小計	6,572	6,612	6,703	6,835	8,731	8,972	9,299	9,444	9,444	9,608	11,980	13,139
外国映画	劇映画	442	165	307	377	438	605	658	869	1,079	1,202	1,217	
	文化・記録映画	52	53	53	53	131	135	166	167	175	185	1,765	
	アニメーション映画	46	46	46	47	49	51	52	52	52	52	53	
	ニュース映画	78	78	78	78	80	80	103	103	103	103	103	
	小計	618	342	484	555	698	871	979	1,191	1,191	1,409	1,542	3,138
合計	7,190	6,954	7,187	7,390	9,429	9,843	10,278	10,635	10,635	11,017	13,522	16,277	

資料：東京国立近代美術館フィルムセンター調べによる

(資料 1 1)

映画・テレビ・ビデオの市場規模の推移

単位：億円

	映画	T V			ビ デ オ		
		民 放	NHK	合 計	レンタル	セ ル	合 計
昭58	1,863	10,711	2,840	13,551			
昭59	1,722	11,333	3,326	14,659			
昭60	1,734	11,736	3,370	15,107			
昭61	1,794	12,165	3,416	15,580	2,252	424	2,676
昭62	1,612	13,375	3,465	16,839	3,189	467	3,656
昭63	1,619	14,752	3,514	18,266	3,566	683	4,249
平元	1,667	16,626	3,724	20,350	3,281	828	4,109
平2	1,719	18,024	4,792	22,816	3,018	944	3,962
平3	1,634	19,051	5,135	24,186	2,864	1,086	3,950
平4	1,520	18,404	6,304	24,709	2,761	1,062	3,823

(資料) (社)日本民間放送連盟「日本民間放送年鑑」(各年版)

AVR (現(財)マルチメディアソフト振興協会) 推計

(注) ビデオについては、昭和60年以前の統計なし。

資料：三和総合研究所「文化的娯楽施設のあり方に関する調査研究報告書」(平成6年3月)

(資料 1 2)

シネマコンプレックスと既存映画館の比較

	シネマコンプレックス	既存映画館
運営面 (上映)	柔軟な対応が可能 (但し配給関係の問題あり)	画一的な対応しか出来ない
映写室 映写技師	1ヵ所で複数のスクリーンに上映 可能(映写技師も少数)	一つのスクリーンに2~3人
売店 券売場	1ヵ所で済む (人員削減が可能)	-
品揃え	多様なニーズに応えることが可能	単一のニーズにしか応えられない
初期投資額	10数億円	数億円

資料：三和総合研究所「文化的娯楽施設のあり方に関する調査研究報告書」(平成6年3月)

(資料13) フランスの映画振興施策

機関の名称	施策の概要
フランス国立映画センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 映画の入場料金の11%, TV番組収入の約5.5%, ビデオ収益の2%等を財源として, 映画・映像産業に対する製作支援(自動支援及び選択的支援)を実施。 ○ 自動支援の場合は, 当該映画の劇場興行収入, TV権売上げ, ビデオ収入等によって支援金額が決定。 支援金は, 当該映画の製作費, 以前に製作した映画の製作費に優先的に充当し, その後, 新たな映画の製作に投資できる。映画製作への投資以外には使用できない。 ○ 選択的支援は, 以下の目的のために個別に支援を決定。 <ul style="list-style-type: none"> ①収益の前貸 (採算が困難な作品, 新人のデビュー作, 野心作に対する助成。収益が生じた場合には返還義務あり。) ②プロジェクト開発 (企画開発を行うための支援資金) ③シナリオ作成 (作家協会に対する助成金) ④映画音楽 (楽譜作成に対する助成金) ⑤直接支援 (国際的使命を有する作品, 出身国で融資を受けられない偉大な外国人監督の支援) ○ 1994年予算は, 以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①映画産業への支援…約10億8千万フラン(約205億円) ②映像産業への支援…約8億1千万フラン(約154億円)
映画・文化産業融資研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関が行う映画の製作等に係る融資に対して, 70%(特別の場合80%)までの保証を行うとともに, 金融機関が貸付けリスクの判断をしやすくするための高度の鑑定を実施。 ○ 研究所の保有する保証資金は1億8千万フラン(約34億円)
映画AV産業金融会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式の公募により資金を集め, その資金を製作者との提携契約を中心として, 広汎な分野の映画に投資。 ○ 上記株式の取得に対しては, 税制上の優遇措置が講じられており, 個人については全額を所得控除(課税対象額の25%を限度), 法人については初年度から支払額の50%相当額の特別償却ができる。

(注) 1フラン=19円として換算。

(資料) 海外調査等に基づいて文化庁作成。

(資料14)

主要国の映画関係機関

1994年7月現在

	名称	区分	概要
フランス	Centre National de la Cinématographie	映画製作に対する財政援助機関	1993年の援助実績は153本。 職員数 437人 年間予算 約1,887,900,000フラン (約 360億円)
	Cinémathèque Française	収集・保存機関	収蔵フィルム数 約20,000本 職員数 90人 (目録作成済のもの) 年間予算 約30,000,000フラン (約 6億円)
	Institute de Formation et d'Enseignement pour les Métiers de l'Image et du Son	人材養成機関	学生数 120人 教員数 14人 年間予算 約42,000,000フラン (約 8億円)
イギリス	National Film and Television Archive	収集・保存機関	収蔵フィルム・ビデオ数 275,000本 職員数 145人 年間予算 4,530,486ポンド (約 7億円)
	National Film and Television School	人材養成機関	学生数 72人 (例年は100人以上) 教員数 15人 年間予算 約3,820,000ポンド (約 6億円)
日本	東京国立近代美術館フィルムセンター	収集・保存機関	収蔵フィルム数 16,277本 職員数 8人 年間予算 4億8,291万円

文化庁調べ。為替レートは1フラン=19円、1ポンド=157円で換算。

映画芸術振興に関する調査研究協力者名簿

- 池田 博 日本大学芸術学部教授
- 植木 浩 東京国立近代美術館館長
- 大林 宣彦 映画監督
- 小泉 博 社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事
- 小藤田千栄子 映画評論家
- 品田 雄吉 多摩美術大学美術学部二部学部長
- 鈴木 常承 東映株式会社専務取締役
社団法人日本映画製作者連盟配給部会代表
- 鈴木 進 社団法人日本映画製作者連盟常務理事
- 高野 悦子 岩波ホール総支配人
- 高村倉太郎 協同組合日本映画撮影監督協会理事長
日本映画メインスタッフ連絡会代表
- 蓮 實重彦 東京大学教養学部長
- 羽田 澄子 記録映画監督
- 林 騏一郎 全国興行環境衛生同業組合連合会専務理事
- 原 正人 株式会社ヘラルド・エース代表取締役社長
- 藤原 智子 記録映画監督
- 松本 侑壬子 映画評論家
- 印 座長